

農業基本法の見直しに関する提言の概要

現行農業基本法(1961年制定)の2つの政策目標とその達成度

(1) 農工間の生産性格差の是正
 農業の比較生産性は依然として3割程度労働生産性の伸び: 農業4.8倍, 製造業4.9倍
 製造業に対する農業の比較生産性
 : 60年度20% 95年度30%
 一戸当たり経営耕地面積
 全国平均 : 60年度0.9ha 95年度1.5ha
 都府県平均: 60年度0.8ha 95年度1.1ha

(2) 農工間の所得格差の是正
 格差は是正されたが、兼業収入の増加に依存
 世帯員一人当たり所得(農家/勤労者世帯)
 : 60年度70% 95年度111%
 農業所得の農家総所得に占める割合
 : 60年度50% 95年度16%

新しい基本法の下での政策展開の考え方
 (10~20年先を見据えた法の制定)

わが国農業をめぐる環境変化

- 農業生産基盤の脆弱化 (担手の高齢化・兼業化、耕作放棄地の増加)
- 国際化の進展
- 国及び地方の厳しい財政事情

	60年度	95年度
農業従業者数(万人)	1,196	327
(総従業者数に占める割合)	(27%)	(5%)
うち65歳以上の割合(全産業の平均)	(4.4%)	40%
第二種兼業農家比率	32%	65%
新規学卒就農者(万人)	7.9*	0.2
農地面積(万ha)	607	504
耕作放棄地(万ha)		16.2
供給熱量自給率	79%	42%
農産物輸入額(億\$)	8.8	393.9
(総輸入額に占める割合)	(20%)	(12%)
農業総生産(兆円)	1.5	7.6**
(GDPに占める割合)	(9.0%)	(1.6%)
農林水産関係予算(億円)	1,319	35,400
(一般歳出に占める割合)	(10.5%)	(7.8%)
国・地方の公費残高(兆円)	0	476***
国民負担率	22%	38%***

暦年の値 当初予算ベース
 *62年度の値 **94年度の値 ***97年度の値

